

個別指導の運用改善を要請

関東信越11協会・医会と関東信越厚生局と初の懇談

関東信越の各保険医協会・保険医会は個別指導の運用改善を求めて12月14日、さいたま新都心合同庁舎で関東信越厚生局（本局）と初の懇談を行った。あらかじめ7月に提出していた改善要請書への回答があり、さらに意見交換も行われた。保険医協会・保険医会から11人が参加、厚生局医療課からは河西清史・課長、神子田和貴・上席医療指導監視監査官、片野勝広・課長補佐の3人が対応した。本号では懇談概要を掲載し、次号以降で懇談のやり取りを詳報する。

懇談の冒頭、埼玉協会・青山副理事長より、法令順守の観点で個別指導が行われるよう、信頼関係を醸成しながら、今日は実りある懇談にしたいとの挨拶がなされた。厚生局医療課・河西課長からは、医療保険制度の発展は国民の願いであること、保険医療の維持・発展が国民からみてどうかという視点でも考えていく必要がある、とのコメントがなされた。

懇談の中で、厚生局側は、カルテのコピーについて「断っても、特段の不利益を課すことはない」とし、指導の現場においてその旨の説明をすることを各都県の事務所に周知していきたいとした。

歯科の個別指導で「作成、保存をしていない資料類は持参しなくとも

切な状態が続いている医療機関は審査機関と相談のうえで除外できるという根拠があることを示し、誠実な履行を求めた。これに対して厚生局側は、「基金等にどのようなことを確認して『除外』扱いとするか、詳細行程が示されていないため具

体化できていない」「本省に要望していく」とした。

懇談の最後に協会側から、各県事務所で懇談に応ずるよう、本局から周知をするよう強く要望した。今後、各県における懇談の実現が期待される。



厚生局との懇談の様子

良い」と厚労省から2014年に事務連絡で示されながら、指導現場での運用が不徹底になっている問題について、厚生局側は、現在も事務連絡の解釈は生きているとの認識を示し、この主旨の遵守を各都県の事務所に周知するとした。

高点数による選定で、5年ごとに同一医療機関が繰り返して選定されている問題について、協会側は、厚労省通知で、過去に選定され適